

# 事務所通信

平成23年秋号

こんにちは。立川です。  
いつも、ありがとうございます。

9月16日に、国税庁の「民間給与実態統計調査」が発表されました。

対象者は、平成22年12月31日に、1年を通じて民間の事業所に勤務したパート・アルバイトを含む従業員と役員です。

平成22年の1年間の平均給与は412万円です。

内訳は、年間の平均給料が354万円、年間の平均賞与が58万円で、これらを合計して、平均給与が412万円ということです。

今回発表された平均給与は、3年ぶりに増加したとのことでした。

しかし、平成9年に年間平均給与が460万円を超え、それ以来減少傾向が続いて現在に至っています。

平均給与を男女別にみると、男性507万円、女性269万円となっています。

毎年、7月と12月に、新聞やニュースで「今年の〇〇業界の夏のボーナスは、一人平均60万円」などと報道されます。いかにこの報道の「平均」の基となる対象企業に、偏りがあることがわかると思います。

私がこの統計調査で注目したいのは、事業所規模別の平均給与です。

従業員10人未満の事業所では、平均給与は336万円（男性415万円、女性245万円）となっています。

従業員10人以上30人未満の事業所では、平均給与は399万円（男性476万円、女性271万円）となっています。

従業員30人以上100人未満の事業所では、平均給与は387万円（男性465万円、女性260万円）となっています。

従業員100人以上500人未満の事業所では、平均給与は463万円（男性561万円、女性304万円）となっています。

では、中小企業の社長の年間平均給与はどのくらいでしょうか？

この正確な統計は、ございません。

ひとつの参考となるのが、日本実業出版社の月刊「企業実務」の購読者7,000社を対象に実施したアンケートのうち、有効回答**212社の社長の年間平均給与のデータ**があります。

同社の平成22年12月発行の調査結果によれば、社長の年間給与合計の平均額は、2,020万円です。ただし、一番回答数の多かったのは、「1,200万円以上1,800万円未満」で、212社のうち約4割にあたります。

国税庁が発表した平均給与 412 万円に比べると、社長の給与は、3 倍から 5 倍といえます。この数字だけを見ますと、やはり、社長はいいなあということになると思います。

ところが、「オーナー会社の社長は、ご自身の役員報酬を全部使えない」という現実問題にぶつかります。

たとえば、「社長の給与を引く前の会社の利益」が、2,000 万円であったとします。

この場合、社長の役員報酬にかかる税金と、会社にかかる税金の合計を最少にするための社長の役員報酬は、年間 1,200 万円です。

この状態で、仮に社長が予定どおりご自身の役員報酬を 1,200 万円取ったとすると、会社の利益は 800 万円になります。

利益計算のうえでは 800 万円の黒字ですので優良企業ですね。

しかし、問題は資金繰りです。

この会社に 6,000 万円の銀行からの借入金があり、これから 5 年間で毎月 100 万円ずつ返していく必要があるとします。

銀行からの借入金の返済は、利益が原資となって行われるのです。

借入金の返済に回せる資金を計算するときは、

**借入金の返済原資＝税引前利益－法人税・住民税・事業税の合計＋減価償却費**

で判断します。

仮に、この会社の、法人税・住民税・事業税の合計を 225 万、減価償却費を年間 300 万円とします。そうすると、借入金の返済原資は、次のように 875 万円となります。

税引前利益－法人税・住民税・事業税の合計＋減価償却費

800 万円－ 225 万円 + 300 万円 = 875 万円

これに対して、毎年の借入金の返済金額が 1,200 万円ですので、差引き年間 325 万円の資金が不足してきます。ほとんどのオーナー会社は、社長の取った役員報酬のなかから会社に貸して、会社の資金不足を解消させているのです。そして、この 325 万円はいつ返ってくるかわからない資金となっているのです。

そう考えると、この社長の実質の給与は、1,200 万円マイナス 325 万円で、875 万円となってしまいます。

さらに堅実経営をめざすのなら、社長がオーナー会社にいつでも余分に貸せるように、ご自身の給与のうち、ある程度は使わずに個人の預金にプールしていただくことを、強くお勧めしています。

ご参考までに、オーナー会社の利益にかかる税金と、社長個人の役員報酬にかかる税金の合計を最少にするという、いわゆる税金面だけからみた最適な役員報酬額の目安は、次の表のとおりです。

ここで、考慮するのは、社長個人の所得税と住民税です。そして、会社の法人税・住民税・事業税です。

社会保険は、健康保険・厚生年金に加入して、便宜上、扶養家族はゼロで試算しています。

社長の給与を引く前の会社の利益額	個人の税金と会社の税金の合計が最少になる社長の給与額
1,000万円	960万円
1,500万円	1,080万円
2,000万円	1,200万円
2,500万円	1,680万円
3,000万円	2,160万円
4,000万円	2,280万円
5,000万円	2,640万円
6,000万円	3,000万円
7,000万円	3,600万円
8,000万円	4,800万円

ところで、社長の給与は税金の多少だけで決められるものではありません。会社の規模、業績、職務内容などによって総合的に決定されます。

また、オーナー会社とはいえ、社長の給与は、定時株主総会終了後の取締役会で決議するなど、適正な手続きを経て決定されるものであることは言うまでもありません。

(代 表 立 川 勝 一)

## ■ 編集後記

先日、7年ぶりにメガネを作り直しました。

4年前にメガネを失くしてしまい、ずっとコンタクトだけで過ごしていました。

メガネがありませんので、コンタクトをなくすと、とても不便な思いをしていました。

階段を踏み外したこともありました。

たまに、メガネをかけて仕事をしていますと、視野がすごく狭くなったように思えます。

今は、コンタクトをしながら仕事をしていますので、右隣りに座っている本山が、今月の申告が終わりホットしている横顔もよく見えています。

もちろん、メガネは見える所に置いておきたいと思います。(私のメガネは、一体何処に隠れてしまったのでしょうか・・・)

( 石 坂 )